

研究報告

インターネット上の名誉毀損の要件に関する
アメリカ法の変化
—McKee 対 Cosby 事件を中心に—

土 平 英 俊

I 名誉毀損の要件（インターネット登場前）

1 NY タイムス事件前

(1) 名誉毀損の種類—ライベル (libel) とスランダー (slander)

ライベル 文書による名誉毀損／永続性のある方法での公表による名誉毀損

スランダー 口頭による名誉毀損／一時的な方法での公表による名誉毀損

(2) 名誉毀損の責任を発生させるためには、①被告（名誉毀損の加害者）による第三者への公表（発表）、②それが原告の名誉を毀損すること、③虚偽の事項であること、が必要。④損害について、ライベルについては損害が推定されるが、スランダーについては特別損害の立証が必要。

(3) ③虚偽であることは推定されるので、結局、ライベルにおいては、原告（名誉毀損の被害者）は、被告による名誉毀損的表現の公表（①②）を証明すれば足りる。¹⁾

1) DAN B. DOBBS, HORNBOOK ON TORTS 938 (2d ed. 2016)

被告がある表現を第三者に公表することに過失があり、それが相手の名誉を毀損すると合理的に理解された場合には、責任を負うという趣旨のもの。つまり、発言の虚偽性と名誉毀損性に関して、厳格な責任 (The strict liability)²⁾ または「過失のない責任」を負わせるものであった。

(4) もともと、事実が真実であること (真実性) は抗弁とはならないとされていたが (「真実が大きければ大きいほど名誉毀損も大きい」 The greater the truth, the greater the libel.),³⁾ ゼンガー事件 (1735年) を機に、真実性を抗弁として主張することが認められる方向になり、現在では、事実の真実性は名誉毀損の完全な免責事由とされている (正当な理由なく、あるいは最悪の動機で事実を公表したことや、その時点で事実であると信じていなかったことさえも重要ではない。但し、真実の記述に対してはプライバシー侵害訴訟はあり得る)⁴⁾。事実の真実性は、被告 (加害者) の抗弁である⁵⁾。

(5) 1791年に憲法修正1条 (表現の自由、報道の自由) が追加。もともと、連邦最高裁は、修正1条に基づいてメディアを名誉毀損訴訟から保護することをしてこなかった。また、名誉毀損に関する法律は州ごとに異なり、全国で統一されたルールは存在しなかった。

2 NY タイムス事件及びそれ以降の連邦最高裁判決

上記 (1)(2)(4) の部分は基本的には同じだが、(3) に関して、真実性・虚偽性についての加害者の認識の要件について、変化が生じる。

(1) 現実の悪意の法理—NY タイムス事件⁶⁾

公職者 (public officials) の職務行為に関する名誉毀損に関して、憲法修正1条の保護が及ぶので、公職者たる被害者 (原告) において、加害者 (被告) の「現実の悪意」 (actual malice) を立証する必要がある、と判断される (現実の悪

2) Restatement (Second) of Torts § 580B comment b

3) Developments in the Law Defamation, 69 Harv. L. Rev. 932 (1956)

4) The developments in the law defamation 69 Harv. L. Rev. 883 (1956)

5) WILLIAM L. PROSSER, PROSSER & KEETON ON TORTS 840 (5th ed.1984)

6) New York Times Co. v. Sullivan, 376 U.S. 254 (1964)

意の法理)。現実の悪意とは、摘示した事実の虚偽性についての悪意・無謀なまでの不注意 (with knowledge of their falsity or with reckless disregard for whether or not they were true) を意味する。

(2) 現実の悪意の法理の拡大

現実の悪意の法理が、他の事件類型に拡大していく。

ア バッツ事件⁷⁾—現実の悪意の法理を「公的人物」(public figure) に拡張したと解されるようになる。

イ タイム社対ヒル事件⁸⁾、ローゼンブルーム事件⁹⁾—現実の悪意の法理を、「公的関心」(public concern) に拡張。

ウ ガーツ事件¹⁰⁾—名誉を毀損されたとされる人物が公務員や公的人物でない場合、ニューヨーク・タイムズ紙の事件で設定された基準はこの事件には適用されない。

公的人物を、all purpose public figures と limited purpose public figures に区分。前者—広範な名声や悪名を得たためにすべての目的や状況に於いて公的人物とされる者。後者—自発的に特定の公的論争に参加したために限定的な争点につき公的人物とされる者。前者は現実の悪意の基準がすべての事件において適用になるが、後者は、限定的な争点に限って、現実の悪意の法理が適用になる。

州が裁量で「適切な責任基準」を定めることができる(但し、少なくとも過失(fault)の立証を必要とするものでなければならない。つまり無過失責任(コモンローの厳格責任(The strict liability))は違憲となる。

エ ダン&ブラッドストリート対グリーンモス・ビルダーズ事件¹¹⁾—問題となった名誉毀損が公的関心事に関わるものでない場合、「現実の悪意」の証明なくして損害の推定と懲罰的損害賠償を認め得ると判示。

7) Curtis publishing Co. v. Butts, 388 U.S. 130 (1967)

8) Rosenbloom v. Metromedia, Inc., 403 U.S. 29 (1971)

9) Time, Inc. v. Hill, 385 U.S. 374 (1967)

10) Gertz v. Robert Welch, Inc., 418 U.S. 323 (1974)

11) Dan & Bradstreet, INC. v. Greenmoss Builders, 472 U.S. 749 (1985)

オ ハスラーマガジン対ファーウェル事件¹²⁾—公的人物や公務員への批判は、常に理路整然として節度あるものというわけにはいかず、激烈、辛辣で、時折不愉快かつ激しい攻撃の対象とされることになる。決して立派とはいえない動機に基づく行動も、修正1条によって保護されている、としてNYタイムズ事件を再確認。

(3) 整理（原告に必要とされる立証事項）

- ① 原告が公務員・公的人物の場合や、名誉毀損が公共の関心事に触れている場合¹³⁾
原告（被害者）の立証責任：①表現が虚偽であること、
②被告に現実的悪意があったこと
- ② 原告が私人で、公的関心事に関する表現の場合
現実的損害に対する賠償を受けるには、①表現が虚偽であること、
②被告に過失があったこと
推定的損害に対する賠償や懲罰的賠償を受けるには、
①表現が虚偽であること
②被告の現実的悪意
- ③ 私的事項に関する表現の場合（公務員、公的人物、私人）
事実が虚偽であること、公表内容の名誉毀損性について被告に過失があること（州法による）¹⁴⁾

II インターネット登場後

- これまでの判例法理がインターネットでの名誉毀損にどう妥当するか
- OBSIDIAN FINANCE GROUP, LLC 対 CRYSTAL COX 事件¹⁵⁾ (2014年1

12) Hustler Magazine v. Falwell, 485 U.S. 46 (1988)

13) DOBBS, HAYDEN, BUBLICK, THE LAW OF TORTS § 533 (2d ed. 2011)

14) Restatement (Second) of Torts § 580B

15) Obsidian Finance Group, LLC v. Crystal Cox, 812 F. Supp.2d 1220 (D.C. 2011)

月17日第9巡回裁判所判決)

被告 (Cox) は, Obsidian (財務的に困難な状況にある企業にアドバイスを提供する企業) が税金詐欺を行い, マネーロンダリングをしたとする文章をインターネット上 (ブログ) に複数投稿した。

原告は, ガーツ事件の基準は, 基幹メディアを被告とする事件に限定される, 本件では被告の現実的悪意の立証を要することなく損害賠償が受けられるべきだ, と主張。

裁判所は, ガーツ事件は, 基幹メディアを被告とする事件に限定されないと判示し, 伝統的なニュースメディアと同様にブログが修正1条の保護を受けられることを初めて認めた。

III 最近の議論

1 McKee 対 Cosby 事件¹⁶⁾

(1) 当事者

Katherine Mae McKee は, 50年以上にわたりエンターテインメント業界で活躍しているパフォーマーであり女優である。

William H. Cosby, Jr は, 「アメリカのお父さん」と呼ばれる国際的に有名なコメディアンであり, エンターテイナーである。

マッキーは, ラスベガスでショーガールをしていた1964年頃に Cosby と出会った。1971年, マッキーは「ビル・Cosby・ショー」に女優として出演し, その後, 1971年から1974年にかけて, Cosby 夫妻と何度か交流があった。

(2) 事実関係

2014年, 他の20人以上の女性が, Cosby による性的暴行を公に告発し

16) 139 S. Ct. 675 (2019)

た。

2014年12月中旬、マッキーは、「ニューヨーク・デイリーニュース」の記者であるナンシー・ディロンからインタビューを受けた。マッキーによれば、1974年、コスビーはマッキーを、パーティーに出かける前にミシガン州デトロイトのホテルの部屋で会おうと誘い、マッキーが到着してホテルの部屋に入った直後、コスビーは彼女を強引にレイプした、と言う。2014年12月22日、マッキーが語ったレイプの内容を記述した記事を掲載した。

同日、被告は弁護士のマーティン・シンガーを介して、デイリーニュースに記事を取り上げた6ページの手紙（以下「シンガー・レター」または「レター」という）を書き、デイリー・ニュース本社に電子メールで送信した。シンガー・レターは、デイリー・ニュースが、原告の信頼性を損なうとされる「容易に入手できる公開情報」を考慮しなかったとして新聞社を非難し、原告の主張を含む記事を撤回するよう要求する内容のものである。

マッキーによると、被告は（シンガーをして）同日、Hollywood Reporter や他のメディアにも手紙のコピーをリークした、と主張している。また、同日、シンガー・レターのさまざまな記述が、ウェブサイト「Daily Mail」、AP 通信社、スペイン語の定期刊行物「Reforma」など、世界中のニュース記事に掲載された。マッキーは、シンガー・レターに含まれる記述がインターネットで拡散され、急速かつ広範囲に広まったことによって、「数日、数週間、あるいは数ヶ月」で全国的に彼女の名誉が傷つけられたと主張し、「シンガー・レター」に記載された記述について、コスビーに対して名誉毀損を主張して本件訴訟を提起した。

(3) 争点

ア マッキー（原告）が、「限定目的」の公的人物となるか否か。

連邦地裁は、「コスビーがマッキーらに性的暴行を加えたとされることに関する公共の論争」に関してマッキーを限定的な目的を持った公的人物であると認定した。マッキーは、「私人が世間の注目を集めるような問題に関わったからといって、自動的に公的人物になるわけではない」と主張し、裁

判所の判断は誤りである、と主張している。

イ (マッキーが限定目的の公的人物になるとして)、被告に現実の悪意があったことの立証があるか。

(4) 控訴審の判断

控訴審は、NY タイムス事件判決・ガーツ事件判決を引用し、

- ・ 原告が公務員または公的人物である場合、その発言が「現実の悪意」、すなわち、「虚偽であることを知りながら、または虚偽であるか否かを無謀にも無視して」行われたことを証明できなければ、名誉毀損の発言に対する損害賠償を請求することはできない。
- ・ 個人が「特定の公的論争に自発的に参加したり、引き込まれたりすることで、限られた範囲の問題についての公的人物となる」場合には、「限定目的」の公的人物となる。
- ・ 「限定目的の公的人物」としての地位を得るかどうかは、名誉毀損とされる前に「公的な論争」の問題が存在していたかどうか、そして名誉毀損された個人が意図的にその論争の渦中に「自らを押し出した」かどうか、あるいは「その結果に影響を与えようとして公衆の注意を引きつけた」かどうかである。

と判示した。

そして本件については、

- ・ 数十年の沈黙を経て、2014年12月にマッキーがレイプ事件を報道機関に明かすことを決意したのは、「他の20人以上の女性がコスビーに対して性的暴行の告発を大々的に行った後」である。
- ・ マッキーは、記者とのインタビューを通じて、コスビーに対する自らのレイプ告発を意図的に公開することで、この論争の「最前線」に自らを「押し出し、その結果に影響を与えよう」とした。
- ・ マッキーは意図的に名乗り出て、記者とのインタビューでコスビーのレイプを告発し、それによって世間の注目を集め、彼女の主張の信憑性を世間に吟味してもらうことに成功した。つまり、マッキーは、コス

ビーが実際に性犯罪者であるかどうかについて、世間の認識に影響を与えるような協調的な行動をとったのである。

と判示して、マッキーは限定的な目的を持った公的人物であると判断した。

その結果、「マッキーは、シンガー・レターに記載されている記述が虚偽性と名誉毀損のテストを満たしている限り、コスビーが虚偽であることを『知っている』、またはその真実性もしくは虚偽性を『無謀にも無視して』そのような記述を行ったと、主張する義務がある」ところ、本件では、「そのような意図があったと結論付けられない」として、名誉毀損の成立を否定した。

(5) 最高裁

最高裁も、結論として控訴審の判決を是認したが、マッキーが限定目的の公的人物に分類されるべきではないと問題提起したことについて、トーマス裁判官が、「適切な場合には、裁判所がそもそもこの問題を問うことを要求している判例を再考すべきである」として、以下のような理由を挙げた。

- ・ NYタイムス判決とそれを拡張した裁判所の判決は、憲法学を装った政策的な決定であり、「現実の悪意」ルールが修正1条や修正14条（いかなる州も、合衆国市民の特権あるいは免除権を制限する法を作り、あるいは強制してはならない。また、法の適正手続き無しに個人の生命、自由あるいは財産を奪ってはならない。さらに、その司法権の範囲で個人に対する法の平等保護を否定してはならない。）の本来の理解に由来することを示唆する歴史的証拠はほとんどない。
- ・ 憲法修正1条と14条の本来の意味を検討すべきである。もし憲法が、州法の名誉毀損訴訟において、公的人物に対し現実の悪意基準を満たすことを要求していないのであれば、私たちもそうすべきではない。修正1条または14条のいずれかが、公的人物に対する現実の悪意の基準を包含しているかどうか、疑問視するにつき十分な理由がある。
- ・ NYタイムスとその後の判例で採用した憲法上の名誉毀損のルールは、コモンローのルールから大きく逸脱している。修正1条および14条

が制定された当時の名誉毀損のコモンローは、損害賠償を得る条件として、公的人物に対し何らかの高い責任基準を満たすことを要求していなかった。それどころか、コモンローでは、公的人物に対する名誉毀損は、どちらかといえば、通常の名誉毀損よりも深刻で有害であると考えられていた。これらのコモンローの保護は、個人の『『自分の評判を途切れることなく享受する』』という「中核的な私的権利」を保護するものであり、修正1条と14条が制定された背景となっていた。

- ・ 修正1条が名誉毀損のコモンローを廃止することを意図していたとしても、少なくとも、一般市民が名誉毀損者に対して意味のある救済を受けることができなくなる程度のものではない。

そして、「NYタイムス事件や、州の名誉毀損法を無効にする我々の憲法上の判決は、一部では人気があったと推測されるが、『しかし、これは法廷にとって救いの道ではない』（ガーツ事件反対意見を引用)。我々がこの分野に手を付け始めたのは、修正1条が制定されてから175年近く経った1964年のことであった。合衆国は、健全な公論を奨励することと、評判に対する被害への意味のある救済策を提供することの間で、許容できるバランスを取ることができる。我々は、この分野における私たちの法理を再考すべきである」と結論付けた。

2 McKee 対 Cosby 事件に対するコメント

GLENN HARLAN REYNOLDS, RETHINKING LIBEL FOR THE TWENTY-FIRST CENTURY (Tennessee Law Review, Vol. 87, No. 465, 2020)

〔判例理論によれば〕誰か、特に有名な人のレイプを告発することで、人は自動的に公的人物となり、公的人物になることで、事実上、名誉毀損からの保護を受けることができなくなるのである。さらに悪いことに、Googleのおかげで、このような名誉毀損はほぼ永久的に続く。かつては、火曜日に書かれた中傷的な見出しは、木曜日までには魚包装用の新聞紙 (fish-wrap: 永続的な価値のない (魚の包装にしか使えないと考えられている) はかない印刷物特に新聞な

どの低品質な出版物のことを指す。)となっていたが、今では、中傷された人の名前が検索されるたびに思い起こされるように、永遠に残るのである」

「彼の主張は一理あり、近い将来、最高裁が名誉毀損の問題を再検討する可能性は高いと思われる」

(NY タイムス事件判決を覆さないまでも)「一つの可能性としては、『公的人物』 public figure の概念を排除し、サリバン判決の意見の『公務員』 public officials の文言に戻すことである。この方法であれば、原告への損害のほとんどを元に戻すことができ、また、メディアの批判を避けようとする公務員の陰謀に触発された当初の判決の理論的根拠も維持できる」

3 その他

- ・ 妄想や復讐心に駆られたソーシャル・メディア上の発言者が関与する場合には、「現実の悪意」を適用しないこととする見解

Lyrissa Barnett Lidskya, OF REASONABLE READERS AND UNREASONABLE SPEAKERS: LIBEL LAW IN A NETWORKED WORLD (Virginia Journal of Social Policy and the Law Spring, 2016)

- ・ プラットフォームの責任 (CDA 法230条「双方向コンピューター・サービスのプロバイダまたはユーザーは、他の情報コンテンツ・プロバイダにより提供された情報の公表者または発言者として扱われないものとする」の解釈の変容)

cf. プロバイダ責任制限法3条(日本)

「特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない(略)。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通に

よって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

- 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき。」

4 日本の最近の状況

SNS上の誹謗中傷に対する対応が検討されている。

- ①総務省 2020年8月7日「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」取りまとめ、2020年9月「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」

ユーザーに対する情報モラル、ICTリテラシー向上のための啓発活動
プラットフォーム事業者の自主的取り組みの支援
違法・有害情報相談センターの相談体制強化

- ②法務省 2020年6月～侮辱罪法定刑引き上げ議論、人権擁護機関における人権侵犯事件の受付→調査・プロバイダへの削除要請→2021年4月商事法務主催の「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」の立ち上げ

- ③プロバイダ責任制限法改正など

